

改正後	現行
<p><u>通所報酬告示別表2第2の18の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑮の4を準用する。</u></p> <p>⑳ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表2第2の19、20及び21の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑯を準用する。</u></p> <p>(8) <u>医療型経過的児童発達支援給付費</u></p> <p>① <u>医療型経過的児童発達支援給付費について</u>  <u>旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援については、令和9年3月31日までの間、医療型経過的児童発達支援給付費を支給すること。</u>  <u>なお、旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援の提供時間については、1の(3)を準用する。</u></p> <p>② <u>家族支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表2第3の2の家族支援加算については、2の(1)の⑤を準用する。</u></p> <p>③ <u>子育てサポート加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表2第3の3の子育てサポート加算については、2の(1)の⑥を準用する。</u></p> <p>④ <u>食事提供加算の取扱い</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 4 の食事提供加算については、2 の（1）の⑦を準用する。</u></p> <p>⑤ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2 の（1）の⑧を準用する。</u></p> <p>⑥ <u>福祉専門職員配置等加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 6 の福祉専門職員配置等加算については、2 の（1）の⑨を準用する。</u></p> <p>⑦ <u>欠席時対応加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 7 の欠席時対応加算については、2 の（1）の⑩を準用する。</u></p> <p>⑧ <u>専門的支援実施加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 8 の専門的支援実施加算については、2 の（1）の⑪を準用する。</u></p> <p>⑨ <u>集中的支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 9 の集中的支援加算については、2 の（1）の⑫の 3 を準用する。</u></p> <p>⑩ <u>個別サポート加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 10 の個別サポート加算については、2 の（1）の⑫の 6 及び⑫の 7 を準用する。</u></p> <p>⑪ <u>入浴支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 11 の入浴支援加算については、2 の（1）の⑫の 8 を準用する。</u></p> <p>⑫ <u>送迎加算の取扱い</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 12 の送迎加算については、2 の (1) の⑭の (四) から (六) までを準用する。</u></p> <p>⑬ <u>保育職員加配加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表第 3 の 13 の保育職員加配加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 旧指定医療型児童発達支援事業所において保育機能の充実を図るために、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員又は保育士を 1 人以上配置 (常勤換算による配置) しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>(二) 通所報酬告示別表 2 第 3 の 13 の注 2 については、旧指定医療型児童発達支援事業所のうち定員 21 人以上の事業所において、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員又は保育士を 2 人以上配置 (常勤換算による配置) しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について (一) に加えて加算するものであること。</u></p> <p>⑭ <u>延長支援加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 14 の延長支援加算については、2 の (1) の⑮の (二) を準用する。</u></p> <p>⑮ <u>関係機関連携加算の取扱い</u>  <u>通所報酬告示別表 2 第 3 の 15 の関係機関連携加算については、2 の (1) の⑮の 2 を準用する。</u></p>	

改正後	現行
<p>⑯ <u>事業所間連携加算の取扱い</u> 通所報酬告示別表2第3の16の事業所間連携加算については、2の(1)の⑮の3を準用する。</p> <p>⑰ <u>保育・教育等移行支援加算の取扱い</u> 通所報酬告示別表2第3の17の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑮の4を準用する。</p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い</u> 通所報酬告示別表2第3の18、19及び20の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>① 福祉型障害児入所施設給付費の区分について 福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別及び施設の入所定員に応じ、算定する。</p> <p>② <u>日中活動支援加算の取扱い</u> 入所報酬告示第1の1の注4の<u>日中活動支援加算</u>は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する<u>職業指導員</u>（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上である者）に限る。以下</p>	<p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>① 福祉型障害児入所施設給付費の区分について 福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別及び施設の入所定員に応じ、算定する。</p> <p>② <u>職業指導員加算の取扱い</u> 入所報酬告示第1の1の注4の<u>職業指導員加算</u>は、<u>職業指導に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設</u>において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するこ</p>